

年 月 日

### 医療事故調査制度 相談票

三重県医師会宛

医療機関所在地：〒

医療機関名：

管理者氏名：

連絡先： 担当部署 役職 氏名

TEL

FAX

患者情報	性別	男・女	年齢	満 歳 ヶ月 日 時間
	*「日」以下については、生後30日以内の死亡の場合のみご記入下さい。			
	在胎週数	週	日	*該当する場合のみご記入下さい。
	受診科	疾患名		
	臨床経過			
	推定死因			
	医療との 関連が疑 われる点			
死亡日時	年 月 日	午前・午後	時 分	
事故発生日時	年 月 日	午前・午後	時 分	
死亡場所	*上記医療機関と異なる場合のみご記入下さい。			
死亡の 予期	管理者	死亡を予期していた	死亡を予期していなかった	不明
	担当医	死亡を予期していた	死亡を予期していなかった	不明
患者・遺族 への説明	患者及び遺族に対し、死亡の予期について説明し、その内容をカルテに記載してありますか		記載有り	記載無し
解剖の承諾	有り	無し	不明	
解剖医派遣 依頼	有り	無し	不明	
Aiの承諾	有り	無し	不明	
ご遺体の 現状	院内にて保管	患者宅にて保管	葬儀社等にて保管	その他の場所にて保管 火葬済
センター への報告	報告済み( 月 日)		報告する予定	未定
その他 特記事項				

(注1) 医療法の定める医療事故調査制度の対象は別紙のとおりです。別紙Bをご参照の上、管理者によって判断がつかない場合に本相談票にてご相談下さい。

(注2) 報告時点で把握している情報でご記入下さい。

## 1. 医療法第6条の10

病院、診療所又は助産所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、医療事故（当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第六条の十五第一項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

省令事項	医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産	左記に該当しない死亡又は死産
管理者が予期しなかつたもの	制度の対象事案	
管理者が予期したもの		

## 2. 「医療」の範囲

「医療」(下記に示したもの)に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産( )	に含まれない死亡又は死産( )
<p>診察                      徴候、症状に関連するもの                      検査等(経過観察を含む)                      検体検査に関連するもの                      生体検査に関連するもの                      診断穿刺・検体採取に関連するもの                      画像検査に関連するもの                      治療(経過観察を含む)                      投薬・注射(輸血含む)に関連するもの                      リハビリテーションに関連するもの                      処置に関連するもの                      手術(分娩含む)に関連するもの                      麻酔に関連するもの                      放射線治療に関連するもの                      医療機器の使用に関連するもの                      その他                      以下のような事案については、管理者が医療に起因し、又は起因すると疑われるものと判断した場合                      療養に関連するもの                      転倒・転落に関連するもの                      誤嚥に関連するもの                      患者の隔離・身体的拘束/身体抑制に関連するもの</p>	<p>左記以外のもの                      &lt;具体例&gt;                      施設管理に関連するもの                      火災等に関連するもの                      地震や落雷等、天災によるもの                      その他                      併発症                      (提供した医療に関連のない、偶発的に生じた疾患)                      原病の進行                      自殺(本人の意図によるもの)                      その他                      院内で発生した殺人・傷害致死、等</p>

## 3. 「予期」の定義

厚生労働省令	厚生労働省通知
<p>当該死亡又は死産が予期されていなかったものとして、以下の事項のいずれにも該当しないと管理者が認めたもの</p> <p>一 管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該患者等に対して、当該死亡又は死産が予期されていることを説明していたと認めたもの</p> <p>二 管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該死亡又は死産が予期されていることを診療録その他の文書等に記録していたと認めたもの</p> <p>三 管理者が、当該医療の提供に係る医療従事者等からの事情の聴取及び、医療の安全管理のための委員会からの意見の聴取を行った上で、当該医療の提供前に、当該医療の提供に係る医療従事者等により、当該死亡又は死産が予期されていると認めたもの</p>	<p>左記の省令の解釈を示す。                      省令第一号及び第二号に該当するものは、一般的な死亡の可能性についての説明や記録ではなく、当該患者個人の臨床経過等を踏まえて、当該死亡又は死産が起こりうることについての説明及び記録であることに留意すること。                      患者等に対し当該死亡又は死産が予期されていることを説明する際は、医療法第一条の四第二項の規定に基づき、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めること。                      参考 医療法第一条の四第二項                      医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。</p>